平成２６年（フ）第９２４号
埼玉県蕨市中央５丁目４番10号　ヴィラドリオン103号
債務者　森　　那博
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第９２５号
埼玉県白岡市西１丁目10番２　アメニティ白岡107
債務者　礒ヶ谷真弓
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第９３９号
埼玉県上尾市井戸木３丁目14番地２　セントラルヴィレッジＢ―102
債務者　角田　祥栄
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第４１３号
埼玉県越谷市大字下間久里1210番地４
債務者　酒井　健一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２６年（フ）第１６８号
岡山県都窪郡早島町早島4962番地27
債務者　田中　安奈
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２６年（フ）第２５９号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1064番地コーポ比嘉303
債務者　石川　裕一
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第４０２号
北海道千歳市大和３丁目６番６―30号　市営住宅大和団地
債務者　風間　良成
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第８７５号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―418号
債務者　岩村由美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１１３８号
札幌市手稲区明日風４丁目11番８―202号
債務者　寺下　智久
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１４８３号
札幌市東区北39条東10丁目１番26号　エミネンスＮ39―303号
債務者　軍司ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１４８６号
札幌市南区川沿15条２丁目10番30―805号
債務者　砂田　文子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１５１１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―602号
債務者　大野登喜子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１５４４号
札幌市中央区南７条西９丁目1024番地２　内山ビル701号
債務者　渡邊　芳則
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第５４号
青森県三沢市松園町２丁目６番14号、旧住所愛知県豊田市上郷町４丁目６番地５　アーバン上郷210号
債務者　水上　阿斗
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
青森地方裁判所十和田支部
平成２６年（フ）第４８号
山形県酒田市東中の口町19番１号Ａ号、前住所山形県酒田市東大町１丁目48番地の５
債務者　松本　　大
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２６年（フ）第４９号
山形県東田川郡庄内町狩川字中川原田21番地２、前住所山形県鶴岡市渡前字中屋敷53番地
債務者　長澤　真美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２６年（フ）第６７号
福島県会津若松市八角町９番22号　グリーンハイツ早川Ｂ棟205号、前住所福島県会津若松市材木町２丁目７番３号　市営住宅Ａ棟20号
債務者　小池　清広
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係